

## 蕨市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

蕨市国民健康保険税条例（昭和29年蕨市条例第8号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項ただし書中「61万円」を「63万円」に改め、同条第4項ただし書中「16万円」を「17万円」に改める。

第3条の見出し中「係る」の次に「基礎課税額の」を加える。

第4条の見出し中「係る」の次に「基礎課税額の」を加え、同条中「100分の30」を「100分の20」に改める。

第5条の見出し中「係る」の次に「基礎課税額の」を加え、同条中「15,000円」を「21,000円」に改める。

第5条の2の見出し中「係る」の次に「基礎課税額の」を加え、同条第1号中「次号及び第19条」を「次号及び第19条第1項」に、「第3号及び第19条」を「第3号及び同項」に改める。

第5条の3中「賦課期日の属する年の前年の所得に係る」を削り、「100分の1.3」を「100分の2.0」に改める。

第5条の4中「9,000円」を「12,000円」に改める。

第6条中「100分の1.0」を「100分の1.3」に改める。

第11条第1項中「同条」を「その減額後」に改める。

第19条中「61万円」を「63万円」に、「16万円」を「17万円」に改め、同条第1号中「第703条の5」を「第703条の5第1項」に改め、同号ア中「係る」の次に「基礎課税額の」を加え、「10,500円」を「14,700円」に改め、同号イ中「係る」の次に「基礎課税額の」を加え、同号ウ中「6,300円」を「8,400円」に改め、同条第2号中「第703条の5」を「第703条の5第1項」に改め、同号ア中「係る」の次に「基礎課税額の」を加え、「7,500円」を「10,500円」に改め、同号イ中「係る」の次に「基礎課税額の」を加え、同号ウ中「4,500円」を「6,000円」に改め、同条第3号中「第703条の5」を「第703条の5第1項」に改め、同号ア中「係る」の次に「基礎課税額の」を加え、「3,000円」を「4,200円」に改め、同号イ中「係る」の次に「基礎課

税額の」を加え、同号ウ中「1, 800円」を「2, 400円」に改め、同条に次の1項を加える。

2 国民健康保険税の納税義務者の属する世帯内に6歳に達する日以後の最初の3月31日以前である被保険者（以下「未就学児」という。）がある場合における当該納税義務者に対して課する被保険者均等割額（当該納税義務者の世帯に属する未就学児につき算定した被保険者均等割額（前項に規定する金額を減額するものとした場合にあつては、その減額後の被保険者均等割額）に限る。）は、当該被保険者均等割額から、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額を減額して得た額とする。

(1) 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ未就学児1人について次に定める額

ア 前項第1号アに規定する金額を減額した世帯 3, 150円

イ 前項第2号アに規定する金額を減額した世帯 5, 250円

ウ 前項第3号アに規定する金額を減額した世帯 8, 400円

エ アからウまでに掲げる世帯以外の世帯 10, 500円

(2) 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ未就学児1人について次に定める額

ア 前項第1号ウに規定する金額を減額した世帯 1, 800円

イ 前項第2号ウに規定する金額を減額した世帯 3, 000円

ウ 前項第3号ウに規定する金額を減額した世帯 4, 800円

エ アからウまでに掲げる世帯以外の世帯 6, 000円

第19条の2中「前条の」を「前条第1項の」に、「前条第1号」を「前条第1項第1号」に、「総所得金額」を「総所得金額及び」に改め、「次号において同じ。）」の次に「及び」を加える。

附則第2項中「第19条」を「第19条第1項」に、「同条中」を「同項中」に、「第703条の5」を「第703条の5第1項」に改める。

附則第3項、第4項及び第6項から第13項までの規定中「第19条」を「第19条第1項」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和4年4月1日から施行する。ただし、第3条から第5条の2までの改正規定（見出しを改正する部分に限る。）、第5条の3の改正規定（「賦課期日の属する年の前年の所得に係る」を削る部分に限る。）、第19条の改正規定（「係る」の次に「基礎課税額の」を加える部分に限る。）及び第19条の2の改正規定（「総所得金額」を「総所得金額及び」に改め、「次号において同じ。」の次に「及び」を加える部分に限る。）は、公布の日から施行する。

(適用区分)

- 2 この条例（前項ただし書に規定する改正規定を除く。）による改正後の蕨市国民健康保険税条例の規定は、令和4年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和3年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。